

島根県庁本庁舎地下食堂管理運営業務委託募集要項

1 目的

地方職員共済組合島根県支部(以下「共済組合」という。)では、島根県庁本庁舎地下において営業している食堂の管理運営を民間事業者へ委託することとしました。

食堂の管理運営を委託するにあたり、組合員の福祉の向上を目的として良質なサービスの提供、公正かつ安定した経営ができる事業者(以下「受託事業者」という)を公募により選定するために必要な事項について次のとおり定めます。

2 選定の方法

受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

3 業務の概要

- (1)委託業務名 島根県庁本庁舎地下食堂管理運営業務委託
- (2)業務内容 別紙「島根県庁本庁舎地下食堂管理運営業務委託仕様書」のとおり
- (3)委託期間 令和8年1月から5年間(令和8年1月末までに開店すること)

ただし、業務内容が良好であると認められる場合には、契約を更新することがあります。

4 食堂の概要

- (1)所在地 島根県松江市殿町1番地 島根県庁舎地下1階
- (2)面積 306.09㎡
- (3)職員数 本庁舎、分庁舎、第二、三分庁舎、南庁舎、東庁舎、警察本部
市町村振興センター合わせて約2,800人
- (4)休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
- (5)利用人数(令和6年11月～令和7年1月)
利用者数 約11,000人
一日平均利用者数 約186人

5 食堂基本コンセプト

企画提案にあたっては、特に、次の視点を重視することとします。

- ・健康増進に資するメニューの提供
- ・栄養バランスと美味しさの両立したメニューの提供
- ・県産食材の活用等の食材にこだわったメニューの提供

- ・若年層からシニアまで幅広い年代が利用できるメニューの提供
- ・適正な安全管理と衛生管理
- ・安定的かつ継続的な運営のための取組
- ・従業員への教育体制の確保
- ・共済組合及び島根県との連携

6 応募資格

応募者は、「5 食堂基本コンセプト」の趣旨を十分に理解のうえ、受託事業者としての責務のもと、良質なサービスの提供、健全で安定した経営ができるノウハウと実績を有する者のうち、次の条件を全て満たしている者とします。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の許可を持ち、今回応募する食堂の客席数と同規模程度の社員食堂、学生食堂、レストラン等において、運営又は運営受託し継続して行っている実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態(民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てを行った等)にないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - ② 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき又は暴力団関係者が運営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不当の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたとき。
 - ④ 役員が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑤ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

- (7) 共済組合の指定する日から業務を開始できること。
- (8) 自社が運営する社員食堂、学生食堂、レストラン等において、直近過去3か月の間に食中毒等の事故を起こしていないこと。

7 選定のスケジュール

公 募 の 開 始	令和7年3月17日(月)
参加表明書受付期間	令和7年3月17日(月)～5月2日(金)
参加表明書提出期限	令和7年5月2日(金)午後5時15分
参加資格確認通知	令和7年5月16日(金)
現地説明会申込期間	令和7年3月17日(月)～5月2日(金)
現 地 説 明 会	令和7年5月23日(金)※参加必須
質 問 受 付 期 間	令和7年5月23日(金)～5月30日(金)
企画提案書受付期間	令和7年6月16日(月)～7月4日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年7月4日(金)午後5時15分
プレゼンテーション	令和7年7月18日(金)
候補者選定、結果通知・公表	令和7年7月22日(火)以降
契 約 締 結	令和7年8月予定

8 応募手続き

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎地下1階
地方職員共済組合島根県支部物資部
TEL 0852-22-5472
FAX 0852-26-5414
メールアドレス chikyosai14-t@pref.shimane.lg.jp

(2) 募集要項等の配布方法

① 配布期間 令和7年3月17日(月)～ 令和7年5月1日(木)

② 配布場所

<直接受け取る場合>

(1)に記載の共済組合へ来庁してください。

<ホームページからダウンロードする場合>

島根県ホームページの 人事課 のページに掲載

https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_jinji/tikasyokutikabaiten.html

③ 配布時間(来庁の場合) 午前8時30分 ~ 午後5時15分(土日、祝日を除く)

※来庁の際は予め電話でご連絡ください。

※郵送での配布は行いません。

9 現地説明会

食堂で現在使用している設備等を確認いただくため、現地説明会を実施しますので、様式第5号を提出のうえ必ず参加してください。

(1)開催日時 令和7年5月23日(金)午後3時

(2)提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

(3)提出先 8(1)と同じ

(4)提出期間 令和7年3月17日(月)~5月2日(金)

(5)受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分(土日、祝日を除く)

(6)その他 ・持参以外の場合は、提出後、到着の確認を電話で行ってください。

10 質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式第6号)を次により提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

(1)提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

(2)提出先 8(1)と同じ

(3)提出期間 令和7年5月23日(金)~ 5月30日(金)

(4)受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分(土日、祝日を除く)

(5)回 答 令和7年6月13日(金)までに島根県のホームページに掲載(上記8(2)②と同じ)

(6)その他 持参以外の場合は、提出後、到着の確認を電話で行ってください。

11 応募手続

(1) 提出書類

本委託事業に応募しようとする場合は、別紙「島根県庁本庁舎地下食堂管理運営業務委託仕様書」を熟読のうえ、期限までに次の書類を提出してください。

書類名	部数	提出期限
参加表明書(様式第1号)	1部	令和7年5月2日
欠格要件なきことの誓約書(様式第2号)	〃	〃
会社概要等整理表(様式第3号)	〃	〃

書類名	部数	提出期限
直近1年の納税証明書 (該当するすべての税目に未納がないことの証明)	1部	令和7年5月2日
発行後1年以内の商業登記簿謄本もしくは本籍地発行の 身分証明書	〃	〃
直近3年の財務諸表 (法人の場合) 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注 記表 (個人事業主の場合) 所得税確定申告書の写し(所得税青色申告決算書の写し を含む。)	〃	〃
営業に必要な許認可等の写し	〃	〃
企画提案書(様式第4号)	9部	令和7年7月4日

※ 企画提案書は、仕様書に基づき、別紙1「島根県庁本庁舎地下食堂管理運営業務委託
企画提案書記載必須項目」の各項目について漏れなく記載し、次により書面で作成して
ください。

- 先頭(表紙の前)に企画提案書(様式第4号)を付し、A4版横置き、横書き、上綴じ(長
辺綴じ)とし、様式自由としてください。
- 文章を補完するための図表を適宜用いるほか、技術的専門用語を用いる場合には解
説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう配慮してください。
- パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとしてください。

(2) 提出先 8(1)に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)提出時間は8(2)③と同じ

(4) その他留意事項

① 提出書類について、提出後の差替え及び変更は認めません。

ただし、共済組合が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限
りではありません。

② 提出書類の内容について、今回の委託事業者選定以外に利用することはありません。

③ 提出書類は、一切返却しません。

④ 提出後に応募を取り下げの場合は、取下願(様式第7号)を令和7年7月4日(金)午後5
時15分までに共済組合に提出してください。取下願の提出があった場合、既に提出され
た書類については全て返却します。

- ⑤ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- ⑥ 本要項の配布から選定結果の通知までの間、選定委員及び事務局に対する営業活動等は禁止とします。
- ⑦ 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とします。

12 受託予定者の選考方法

(1) 応募資格の審査

提出された書類に基づいて、「6 応募資格」に記載している条件を満たしている者であるかを審査します。審査結果は、令和7年5月16日(金)までに郵送により書面で通知します。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは以下の日程で実施します。

- ① 開催日 令和7年7月18日(金)
- ② 開催場所 島根県庁内(予定)

実施時間や場所等の詳細は、別途連絡します。

③ 審査方法

- ア 共済組合が設置した選定委員会において、選考基準に基づく審査を行います。
- イ 審査委員は、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、④選考基準に定める提案事項によって審査を行います。
- ウ プレゼンテーションの出席者は、責任者含む3名以内とします。
- エ 説明はすべて提出済みの企画提案書に基づいて行い、追加資料は提出できません。
- オ プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクター、ケーブル類は持参してください。スクリーンは会場に備え付けのものを使用可能です。
- カ プレゼンテーションの時間は1応募者につき20分程度とし、その後、質疑応答を10分程度行うこととします。

④ 選考基準

受託予定者の選定にあたり、審査区分及び評価項目は、次のとおりとします。

審査区分	配点	評価項目
実績内容	5点	同様の食堂を運営又は受託実績はあるか
基本コンセプト	10点	本要項の基本コンセプトの趣旨に合っているか。また、提案されたコンセプトが、共済組合員及び来庁者へのサービスの向上や利用者の増加につながるものとなっているか。

審査区分		配点	評価項目
会合等臨時営業		5点	会合利用など臨時営業の企画提案はあるか。
食品衛生及び品質管理等の対応策		5点	事故防止の体制及び事故発生時の対応策は適切か。
防犯・防火等の安全管理		5点	防犯及び防火等の安全管理対策は適切か。
廃棄物の回収・処理方法		5点	廃棄物の回収・処理方法、廃棄物の減量化推進のための工夫があるか。
従業員の配置・教育・訓練		5点	従業員の配置計画の中に責任者が配置され、効率的かつ安全に運営できる体制になっているか。 また、従業員教育体制は妥当であるか。
維持管理手数料		5点	5点×(維持管理手数料百分率×10) ※配点上、5点を上限とします(小数点2位以下切捨て)
見 た 目		5点	画像提供されたメニューは魅力的な内容となっているか。
食堂のメニュー構成	健康増進への配慮	5点	健康増進へ配慮がなされているか。
	栄養バランス	5点	野菜やサラダが豊富など、栄養バランスが考慮されているか。
	県産食材メニュー	5点	県産食材の活用、利用促進について検討されているか。
	イベントメニュー	5点	イベントメニューについて検討されているか。
	幅広い年代のメニュー	5点	幅広い年齢層に対応できるメニューは検討されているか。
価 格		5点	食堂メニューの価格設定は適正か。
料 金 精 算 方 法		5点	食券販売機以外の多様な料金精算方法の提案があるか。
利 用 促 進	利 用 促 進	5点	利用促進のための有効な方策の提案は適切か。
	施設環境整備	5点	食堂としての快適な環境に関する提案があるか。
	混雑緩和	5点	混雑を緩和する方策の提案は適切か。

審査区分	配点	評価項目
業務開始までのスケジュール	5点	受託予定者に決定してから、業務開始までの作業スケジュールは具体的で妥当であるか。
地域への貢献	5点	県内業者の受注機会の確保への取組は具体的で妥当であるか。
アピールできる事項や優位性のある事項	10点	アピールできる事項や優位性のある事項が具体的に認められるか。

※ 提案内容は、選考委員が審査区分ごとに評価します。

選考委員の評価の「合計」を「選考委員の数」で除した値が、応募者の「最終的な評価点（最終評価点）」とします。

「最終評価点」が最も高い者を契約候補者とします。

「最終評価点」が同点の場合は、維持管理手数料が高い応募者を上位者とします。

13 応募者の失格

下記のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、受託事業者に決定した後であっても、該当するに至った場合には、運営事業者としての資格を失うものとする。

なお、これにより応募者(受託事業者)に損害又は損失が生じても、共済組合は、その賠償又は補償の責任を負わない。

- (1) 募集期間内に必要な書類を全て提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- (3) 正当な理由なく、プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 審査の公平を害する行為があった場合
- (5) 応募資格を満たしていない、又は満たさなくなったことが判明した場合
- (6) その他この要項に定める事項に反し、又は著しく社会的信用を失う行為等により、受託事業者としてふさわしくないと共済組合が判断した場合

14 受託予定者の決定及び公表

(1) 決定方法

- ① 最も評価が高かった応募者を第1位の受託予定者とします。
- ② 応募者が1者の場合でも選考を実施します。
- ③ 最も高い順位の応募者が委託契約の締結の辞退を申し出た場合や14(3)に掲げる事項に該当したことにより受託予定者としての決定を取り消された場合には、次順位の応募者を受託予定者とします。

- ④ 選考結果は順位にかかわらず、令和7年7月31日(木)までに郵送により書面で通知します。
- ⑤ 選考結果の内容についての問合せには応じません。また、応募者は選考結果について異議を申し出ることはできないものとします。

(2) 受託予定者の公表

受託予定者の公表については、令和7年7月22日(火)以降に島根県のホームページで公開を予定しています。また、受託予定者の企画提案の概要について、公表することがあります。

(3) 受託予定者の取消し

受託予定者決定後であっても受託予定者が次に掲げる事項に該当した場合には、受託予定者の決定を取り消すことがあります。なお、これにより受託事業者に損害又は損失が生じても、共済組合は、その賠償又は補償の責任を負わないものとします。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ② 受託予定者の決定から委託契約の締結までの間に、受託予定者の資金事情の変化等により運営・管理の履行が困難であると共済組合が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、受託予定者としてふさわしくないと共済組合が判断したとき。
- ④ 受託予定者が参加者の資格を喪失したとき。

(4) 契約の締結

共済組合は、受託予定者と委託契約等の細目について協議を行い、委託契約等を締結します。

共済組合は、必要に応じて受託予定者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。受託予定者は、この求めに対し協議に応じなければならないものとします。

15 その他

- (1) 応募、審査、契約手続等に関し応募者が要する費用については、全て応募者の負担とします。
- (2) 共済組合は、食堂の設置及び運営等の手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

島根県庁本庁舎地下食堂管理運営業務委託企画提案書記載必須項目

1 社員食堂、学生食堂、レストラン等の運営又は運営受託実績

2 食堂のコンセプト

3 業務運営の基本事項

- (1) 運営責任者の経歴、経験年数
- (2) 営業時間、設備・備品等の企画提案がある場合は記載
- (3) 従業員の配置計画
- (4) 安全管理・食品衛生管理
利用者及び従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止や事故発生時の対応策
- (5) 利用者からのクレームや要望への対応
- (6) 従業員の教育・訓練についての考え方や体制
- (7) 受託予定の決定から業務開始までの作業スケジュール

4 営業の工夫・独自性

- (1) 食堂レイアウト計画(図面等を用いて記載)
- (2) 食堂メニューの構成・価格
 - ① 提供を予定している主なメニューの種類、予定価格及び2週間分のメニュー例
・メニュー1～2品(定食含む)の画像を添付すること。
 - ② 次のメニューの取り入れ状況
 - ・健康増進に資するメニュー
 - ・県産食材を活用したメニュー
 - ・幅広い年代が利用できるメニュー
 - ③ 目玉となるメニューやイベントメニューがあれば記載
- (3) 食券販売機以外の料金精算方法
- (4) 食堂の利用促進
 - ① 多くの職員に利用してもらうための方策
 - ② 利用者に快適な環境を提供するための方策
 - ③ 混雑を緩和し利便性向上させるための方策
- (5) 地域への貢献

地産地消への取組や県内企業への受注機会の確保について記載

5 収支予測と維持管理手数料

- (1) 食堂業務受託後3年間の収支予測(令和7年度～令和10年度、各年度ごと)

(2) 共済組合に納付する維持管理手数料

6 アピールできる事項等

利用者へのサービス向上や地域への貢献など、アピールできる事項や優位性のある事項があれば記載